**カナダ・ケベック州のフランス語と言語政策**

矢頭典枝（神田外語大学）

カナダのケベック州は、人口の約80％をフランコフォン（フランス語系）が占め、フランス語のみを州レベルの公用語とするカナダで唯一のフランス語圏として知られる。しかし、従来、州内最大の商業都市モントリオールでは、少数派のアングロフォン（英語系）の言語である英語が支配言語であった。多くの大規模なビジネスはアングロフォンが所有し、その業務言語は英語であった。また、ケベック州に定着する移民は英語を使って仕事をし、その子供たちは英語系の学校に通うのが普通であった。こうしたフランコフォンとフランス語の劣勢状況を打開するため、ケベック州政府は1977年に「フランス語憲章La Charte de la langue française」を制定した。本報告では、フランス語憲章の内容および本憲章の施行により生じた社会的影響について論じ、ケベックのフランス語の特殊性についても触れる。

フランス語憲章は制定当初、214もの条項から成り、ケベック社会におけるフランス語の優位性を明確に規定する非常に強い拘束性を有する法律であった。その適用範囲は、州レベルの立法・司法・行政の言語や公教育の言語のみならず、民間企業や専門職などの仕事言語、商業用看板や広告の表示言語などにも及んだ。また、ケベック州政府は、フランス語憲章担当の大臣職を設け、同憲章の施行を監督する「フランス語局Office de la langue française」などの言語機関を設置し、同憲章の適用をケベック社会全般に徹底させてきた。

制定当初、フランス語憲章がケベック社会にもたらした変容と波紋は大きかった。特に、教育言語、商業用サイン表示言語、商業活動における仕事言語、という三つの分野については、連日マスコミに取り上げられ、訴訟に発展することもあった。教育言語については、公立の義務教育は基本的にフランス語で行われる、と規定され、例外として英語系の学校に通学を許されたのは、親の少なくとも片方あるいは兄弟の一人がケベック州において英語の義務教育を受けた子供たちに限られた。このため、英語系の学校に通っていた移民の子供たち、そして、ケベック州以外で親が英語による教育を受けた子供たちはフランス語系の学校に転校を余儀なくされた。店の看板などの商業用サイン表示に関しては、すべてフランス語のみによる表示が義務付けられた。さらに、中規模以上の民間企業は徹底的なフランス語化プログラムがフランス語局の指導の下で実施され、業務言語のフランス語化が推し進められた。これに対し、アングロフォンは反発し、同憲章が制定された1977年から約5年間の間に約30万人ものアングロフォンがケベック州外に流出した。モントリオールの大企業のアングロフォン経営者たちの多くもこれに含まれた。

フランス語憲章施行後の波紋があまりに大きく、数々の訴訟で敗れたのを受けて、ケベック州政府は、1993年、フランス語憲章の改定法となる86号法を制定し、懸案となっていた同憲章の規定の一部を改定した。商業用サイン表示に関しては、条件付きでバイリンガル表示が容認された。教育言語に関しては、「カナダ全域」で英語による教育を受けた親の子は英語系学校に通うことが認められた。しかし、ケベック州への移民の子供たちはフランス語系の学校に通学しなければならない点は譲らなかった。さらに、企業のフランス語化については、規定を緩和しなかった。

昨年、ケベック州はフランス語憲章制定40周年を迎えた。同憲章制定前に比べ、ケベック州（特にモントリオール）の人々の言語使用および言語運用能力に大きな変化がみられた。同憲章制定前、アングロフォンはフランス語能力に乏しい人が多く、移民は英語を習得するのが一般的であった。しかし、同憲章制定後に学校教育を受けたアングロフォンと移民はフランス語を習得し、ケベック社会の共通語がフランス語であることを当然視している。他方で、フランコフォンは同憲章によってフランス語が守られているという安心感に包まれ、英語を余裕で使う姿勢を見せている。

しかし、本報告では、フランス語が優位言語になった現在においても、やはり英語の影響力は強く、フランス語憲章の適用範囲から外れている分野において、また、同憲章の抜け穴から英語が浸透している点を指摘したい。

なお、フランス語憲章が制定されたもう一つの目的は、ケベック州のフランス語の質を改善することである。従来、ケベック州のフランコフォンは自分たちが話すフランス語に対して劣等感を持っていた。特に労働者階級のフランコフォンのフランス語は蔑まれ、フランスのフランス語に比べて著しく劣るという社会的評価を受けていた。ケベックのフランス語は音韻だけでなく、語彙、形態、統語においても独自性をもつ。語彙に関しては、アルカイスム、アングリシスム、ケベシスムという三つの特徴が挙げられるが、これについては矢頭（2002、2005）を参照されたい。

最後に、ケベック・フランス語の独創性に関し、ケベック州政府が推進してきたフランス語の職業名詞の女性形化、また、そこから派生したフランス語の書き言葉全般における男女平等の実現を目指す取り組みについて紹介する。

本報告の内容の詳細については以下の拙著を参考にされたい。

・「ジェンダーの視点からみるケベック・フランス語の言語政策―「通性的な書き方」の定着を目指して―」『ふらんぼー』第42号、東京外国語大学フランス語研究室、2017年

・「ケベック・フランス語憲章の社会言語学的分析：言語計画論と言語選択の観点から」 『ケベック研究』第5号、日本ケベック学会、2013年

・「第21章 フランス語憲章」「第22章 アングロフォン」『ケベックを知るための54章』 明石書店、2009年

・「ケベック・フランス語の特殊性と規範化」『フランス語を探る―フランス語学の諸問題Ⅲ』 東京外国語大学グループ《セメイオン》、三修社、2005年

・「ケベック仏語の実体計画--語彙の規範化を中心として」『ふらんぼ－』第28号、東京外国語大学フランス語研究室、2002年